

### 子どもの意見表明権

11月3日、4日は米原市で第67回滋賀県人権教育研究大会が開催され、県内から多くの方が市内の各会場に来られました。本校からも役員を含め数人が参加しました。2日間を通じて、私の頭に残った言葉は、「意見表明権」でした。まだまだ耳慣れない方もおられますが、令和5年4月から施行されたこども基本法、令和4年12月に改訂された生徒指導提要の2つを貫く軸であることは間違いありません。また、この軸を今後の生徒指導や生徒支援に活かしていくことが求められます。

夏休みの研修会でも触れましたが、これらには児童の権利に関する条約の理念が反映されています。条約には4つの原則があり、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」があり、これは第一次世界大戦前に生まれた考え方であり、現在のウクライナやガザ地区の状況を見れば、容易に想像ができます。厳しい状況の中では、常に子ども、老人、女性の順に命や権利が奪われていきます。そのことに警告をなすための条約でもありました。

1日目の特別報告では小学校の先生が、人権委員会の委員長になった児童の発案による挨拶運動、いじめアンケート、友だち関係に悩んだときに読む本の紹介等の実践報告をされました。委員長の考えるテーマは「つながる」だったとのことでした。多くの活動が、児童のつぶやきを意見にさせ、教員が寄り添い展開されていました。

2日目は特別分科会に参加し、その午後は桜井智恵子さん（関西学院大学）の「子どもの意見表明の無理～私たちの現在地～」の講演を聞きました。桜井さんは、意見表明権の考え方は少しずつ浸透してきたが、まだまだ子どもが意見を表明する困難さが社会や学校の中にあると話されました。桜井さんは2011年に発生した津市いじめ自殺事件の際にも、多くの生徒の声を聴かれました。その後も子どもと学校を守るために様々なことを当時の市長に提言されましたが、なかなか実現せず津市を去られました。また、長く兵庫県川西市子どもの人権オンブズパーソンを務められ、子どものための条例の作成等にもかかわってこられました。桜井さんは社会学の視点から、どちらかという学校を擁護する思いで話されていました。学校は、やらないことを決めないといけないとおっしゃいました。私は強く共感しました。研究協議の中で、ある小学校の先生が「子どもたちが問題を起こさないように四六時中見張っているような感覚がある」と発言されました。それに対して私は、「学校はトラブルがあることを前提に教員も親も考えるべき。ただし、再発を防ぐための取組（対応）は重要」と発言しました。大人が疲れている中では、子どもは話をしようとしません。見張っている教員には話さないでしょう。忙しい日々は続きますが、心には余裕をもって子どもの声に耳を傾けていきたいものです。本校の生徒会活動では、自治の力と意見表明をテーマに生徒を育てていきたいものです。 (2023.11.6)